

募金箱設置規約

兵庫子ども支援団体（以下、「当団体」という）の募金箱を設置していただける方は本規約に同意の上お申し込みください。

第1条 この規約は当団体が行う活動への応援募金箱の設置についての必要事項を定めます。

第2条 募金箱は飲食店、小売店、事務所などの不特定多数の人が出入りする施設内の多くの人の目に触れる場所に常時、設置してください。

第3条 回収した募金の振込は毎年1月末、5月末、9月末に下記の振込先へお振り込みください。なお、募金金額が5,000円に満たない場合はお振り込みいただかなくて構いません。

ただし、決算の都合上、5月末には募金金額に関わらず必ずお振り込みください。

銀行名：三井住友銀行

支店名：加古川支店

店番号：431

口座種別：普通

口座番号：5859652

口座名義：兵庫子ども支援団体（ヒョウゴ`コト`モ`シエン`ガン`タイ）

*振込手数料についてはご負担願います。

第4条 頂いた募金は以下のいずれかのために使わせていただきます。なお、用途を指定して募金する場合はご相談ください。

- ・学習支援〔かがやき〕の運営のため
- ・「こどもの居場所」の整備のため
- ・当団体の運営のため

第5条 情報開示についての透明性を確保するため、募金を行う店名、団体名、募金額は当団体のホームページにて公開いたします。ただし、特別な事情がある場合は店名・団体名等を匿名として募金額のみの公開とすることができます。

第6条 当団体を支援している旨をCSR（企業の社会的責任）として御社ホームページに掲載される場合は当団体にご連絡ください。活動写真などの提供などを行わせていただきます。

第7条 募金箱の盗難等の事故、破損及び紛失等があった場合には速やかに当団体にご連絡ください。なお、募金箱の盗難、破損及び紛失等があったとしても責任を問うことはございません。

第8条 募金箱設置を中止するときは当団体にご連絡ください。

第9条 暴力団体等の反社会的勢力、また募金箱の趣旨にそぐわない活動をしている企業様のお申し込みや当団体の不相当と認める企業様からのお申し込みはこちらからお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

第10条 募金箱1つずつに管理番号を付与しておりますので、当団体にお問い合わせをされる際やご入金いただく際に管理番号でお問い合わせいただくこともできます。

第11条 本規約の改廃は当団体役員会にて行い、承認を得るものとする。

2016年4月28日

2016年11月8日一部改訂